

閉鎖循環式陸上養殖研究施設設計業務委託
企画提案募集要領

この要領は、閉鎖循環式陸上養殖研究施設設計業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 業務の名称

閉鎖循環式陸上養殖研究施設設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、閉鎖循環式陸上養殖に関する研究及び技術普及を目的とした、閉鎖循環式陸上養殖研究施設の設計を行うものである。本研究施設では、本県の主要養殖対象魚種である冷水性サケマス類を継代飼育して閉鎖循環式飼育に関する実証研究を行うとともに、その他の海産・淡水産魚介類の養殖試験及び本県における閉鎖循環式陸上養殖の普及に向けた課題の抽出と技術開発を行う予定である。

3 業務の期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

別紙「閉鎖循環式陸上養殖研究施設設計業務委託 設計概要書」のとおり

第2 応募資格等

1 企画提案に応募できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の規定）の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でない者。

- (4) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領（令和2年4月1日施行）に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者。
 - (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。
 - (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は技術士（水産部門（水産土木））の資格保有者を管理技術者に配置できる者。
 - (7) 宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿（業種「水産土木」）に登録されたA等級の格付けを有する者。
 - (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士及び技術士（水産部門（水産土木））の資格保有者をそれぞれ1人以上配置できること。
 - (9) 過去10年間（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）に同種業務の履行実績を有する者。同種業務は「国，都道府県，市町村，国立研究開発法人水産研究・教育機構又は公益法人が発注した，水産関係試験研究施設又は種苗生産施設（飼育設備を含むものに限る）の設計業務」とする。
- 2 (1) から (7) を満たす1事業者を代表とした複数事業者による提案も可とする。その場合，(8) 及び (9) については，代表者となる事業者及び再委託先の事業者全体で資格及び実績の有無を判断するものとする。その場合，県は代表者とのみ委託契約を行うため，そのほかの事業者については，代表者との委託契約（本県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこととする。

第3 スケジュール

1	企画提案募集開始	令和2年11月13日
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和2年11月20日
3	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和2年11月27日
4	企画提案への参加申込期限	令和2年11月30日
5	企画提案書の提出期限	令和2年12月14日
6	企画提案の選考	令和2年12月25日
7	選考結果の通知・公表	令和2年12月28日
8	契約締結及び業務開始	令和3年2月中旬

第4 応募手続

1 企画提案書等に関する質問の受付及び回答

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和2年11月20日（金）午後3時まで（必着）

(2) 受付方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
提出に当たっては、電子メールの件名に【閉鎖循環式陸上養殖研究施設設計業務一質問事項】と記載すること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

suishink@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県水産林政部水産業振興課企画推進班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年11月27日（金）までに、水産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類及び部数

イ 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 同種業務の履行実績（様式第4号） 1部

ニ 上記ハについて業務内容及び履行実績が分かる資料（仕様書、契約書の写し等） 1部

ホ 再委託先事業者一覧表（様式第5号） 1部 ※該当する提案者のみ

(2) 提出期限

令和2年11月30日（月）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時必着）、郵送の場合は最終日必着。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県水産林政部水産業振興課（宮城県行政庁舎12階）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

- イ 企画提案書（任意様式） 12部及び電子媒体 1部

企画提案書は、A4判片面印刷（カラー印刷可）とする。提案内容を分かりやすくまとめ、ページ番号を付番すること。

なお、電子媒体のデータはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

- ロ 概算見積書（様式第6号） 12部

積算根拠が明確になるように具体的に記載すること。

- ハ 会社概要の分かる資料（パンフレット等） 12部

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる項目全てを記載すること。

- イ 表紙

名称、住所、代表者名、担当者名（所属、職、氏名）、連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）

- ロ 目次

- ハ 提案者の概要

- (イ) 企業理念

- (ロ) 売上・経常利益・資本金・従業員数など経営状況及び規模が分かる指標

- (ニ) 同種業務の履行実績

- ニ 企画提案の内容

- (イ) 実施方針

整備の目的及び基本コンセプトを正確に理解し、業務実施に対する基本的な方針を記載すること。

- (ロ) 全体計画

(イ) の実施方針に基づき、限られた業務期間において、最大限の成果を挙げることができるよう、業務の進め方やスケジュールを記載すること

- (ハ) 技術提案を求める評価テーマ

課題1 想定する閉鎖循環式飼育設備の構成について、水質安定化性能・使用水量・導入コストの面から説明すること。

課題2 ライフサイクルコストの観点から分析した、塩害に強く長寿命化を図るために最適な研究棟の構造を提案すること。

課題3 研究棟の設計や閉鎖循環式飼育設備の配置等によって、水温管理に係る電気代等のランニングコスト削減に資する工夫を説明すること。

課題4 将来的に新たな研究課題を実施する際に、閉鎖循環式陸上養殖飼育設備の規模や構成を柔軟に変更できるような設計上の工夫を説明すること。

ホ 業務実施体制

本業務を遂行するに当たっての人員体制・配置を記載すること。また業務実施に必要な又は有用な資格を有している者がいる場合は、保有資格、実務経験年数、本業務と同種の業務経歴等を記載すること。

(3) 提出期限

令和2年12月14日(月)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日(祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は午後3時必着)、郵送の場合は最終日必着。

(5) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県水産林政部水産業振興課(宮城県行政庁舎12階)

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、第6の評価基準及び配点に基づき、プレゼンテーションにより審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日及び実施会場

令和2年12月25日（金）※時間及び実施場所は別途案内する。

(2) 実施方法

- イ 出席者は本業務で予定する管理技術者の出席を必須とし、1者につき4人以内とする。
- ロ 1者当たりの持ち時間は40分程度（説明30分以内、質疑応答10分程度）とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ハ 事前に提出された書類に基づいて説明を行うこと。ただし、書類のみで分かりにくい点については、補足資料（画像・映像等）を使用して提案内容が分かるように具体的に説明してもよい。
- ニ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- ホ プレゼンテーションに要する経費は、全て提案者の負担とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。
なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(4) 選定結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

第6 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

通番	評価項目	評価の視点	配点
1	実施方針	整備の目的及び基本コンセプトを正確に理解し、実施方針に反映されているか	5
2	全体計画	実施方針に基づく業務の進め方やスケジュールは合理性があり、実現可能な内容であるか。	5
3	技術課題1	閉鎖循環式陸上養殖に関する十分な知識に基づいて、水質安定化性能・使用水量・導入コストのバランスの取れた飼育設備の構成が提案されているか。	20
4	技術課題2	ライフサイクルコストを正確に見積もり、合理	20

		的な構造が提案されているか。 なお、提案内容が企画提案者間で同等に優れていた場合は、木造構造による提案を高得点とする。	
5	技術課題 3	電気代等ランニングコストを削減するために実現性の高い創意工夫のある提案内容になっているか。	1 5
6	技術課題 4	リノベーションしやすいものとなるような実現性の高い創意工夫のある提案内容になっているか。	1 5
7	業務実績	これまでに同種業務の履行実績があり、本業務実績の信頼性が見込まれるか。	1 0
8	実施体制	提案どおりに業務を遂行するとともに、適切な進捗管理が行える体制が整っているか。	5
9	経費配分	概算見積の内容は、算出根拠が明快で適切であるか。	5

第 7 業務費（委託上限額）

金 4 4, 4 1 8, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第 8 失格事由等

1 失格事由

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 0 条（公序良俗違反）、第 9 3 条（心裡留保）、第 9 4 条（虚偽表示）又は第 9 5 条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 7 号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返

却しない。

- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 契約の締結

本業務に係る契約については、次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は、総得点が満点の6割以上の他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上、作成する。
- (2) 業務の仕様は、宮城県建築設計業務委託特記仕様書（案）に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

3 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後、県の検査を経て、受注者の請求に基づき一括で支払うこととする。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果品の権利等

- イ 成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ロ 成果品について、県に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (4) 個人情報の保護受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (6) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又は全ての提案が業務目的を達することができないと判断した場合は、本公募を取り止め、再度公募を実施する場合がある。

なお、再度公募を実施するに当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。
- (7) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上決定し、当該内容について、委託契約書等の中に記載するものとする。また、本業務の委託契約が成立した後、具体的な業務内容や進め方等について、逐次、県と協議しなければならない。
- (8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や業務情報などの非開示部分を除

き，開示することとなる。

- (9) 本提案募集の手續において使用する言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (10) 本業務について，訴訟の必要が生じた場合は，県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (11) 業務の期間の令和3年3月31日は，業務委託契約を締結した後において，令和2年度宮城県一般会計補正予算が議決されたとき，令和3年10月29日に変更する。

第11 問い合わせ先

宮城県水産林政部水産業振興課（企画推進班）

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2935